

別紙 1

仕 様 書

- 1 業務名称 クリーンセンター響ごみクレーン点検整備業務
- 2 業務場所 下関市豊浦町大字宇賀 1 3 5 2 8 番地 1 2
- 3 業務期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 1 2 日まで
- 4 業務内容
- (1) 2 号バケット点検整備
- ア 整備材料 油脂/塗料等 1 式
- イ 減速機ゴムパッキン交換 1 枚
- ウ 作動油 スーパーハイラント[®]#46 110 L
- エ 補助材料 1 式
- オ バケット点検整備 工場整備含む 1 式
- ・ 高圧洗浄清掃、タッチアップ 塗装、作動油交換、外観点検、リーフ圧力確認、
試運転調整・作動確認等含
- カ バケット運搬費 クリーンセンター響～工場 1 往復
- (2) ごみクレーン年次点検 (別紙 2 参照)
- ア 2 号バケット取外し及び 1 号バケット取付 1 式
- イ ごみクレーン年次点検 (1 号バケットを装着し行うこと。) 1 式
- (ア) 年次点検 (清掃、点検確認)
- (イ) 各種計測 (車輪、走行軌条、巻上装置、主集電装置、ワイヤ等)
- (ウ) 作動試験 (電流、絶縁抵抗)
- (エ) その他整備 (給脂、ブレーキ制動確認、グリス及びオイル交換)
- (オ) 1t 負荷荷重試験 (テストウェイト手配合含む)
- ウ ケーブルリール付キャプタイヤ交換 (キャプタイヤ支給品) 1 式
- 5 ごみクレーン仕様 (バケット付 1.0 t 天井走行クレーン)
- (別図 1 ～ 4 参照)

項目	単位	能力・仕様	備考
吊上荷重	t	2.55	
定格荷重	t	1.00	
スパン	m	10.85	
揚程	m	約 12.50	
走行軌条	Kg/m	22.00	
最大輪重	t	約 3.40	係数なし

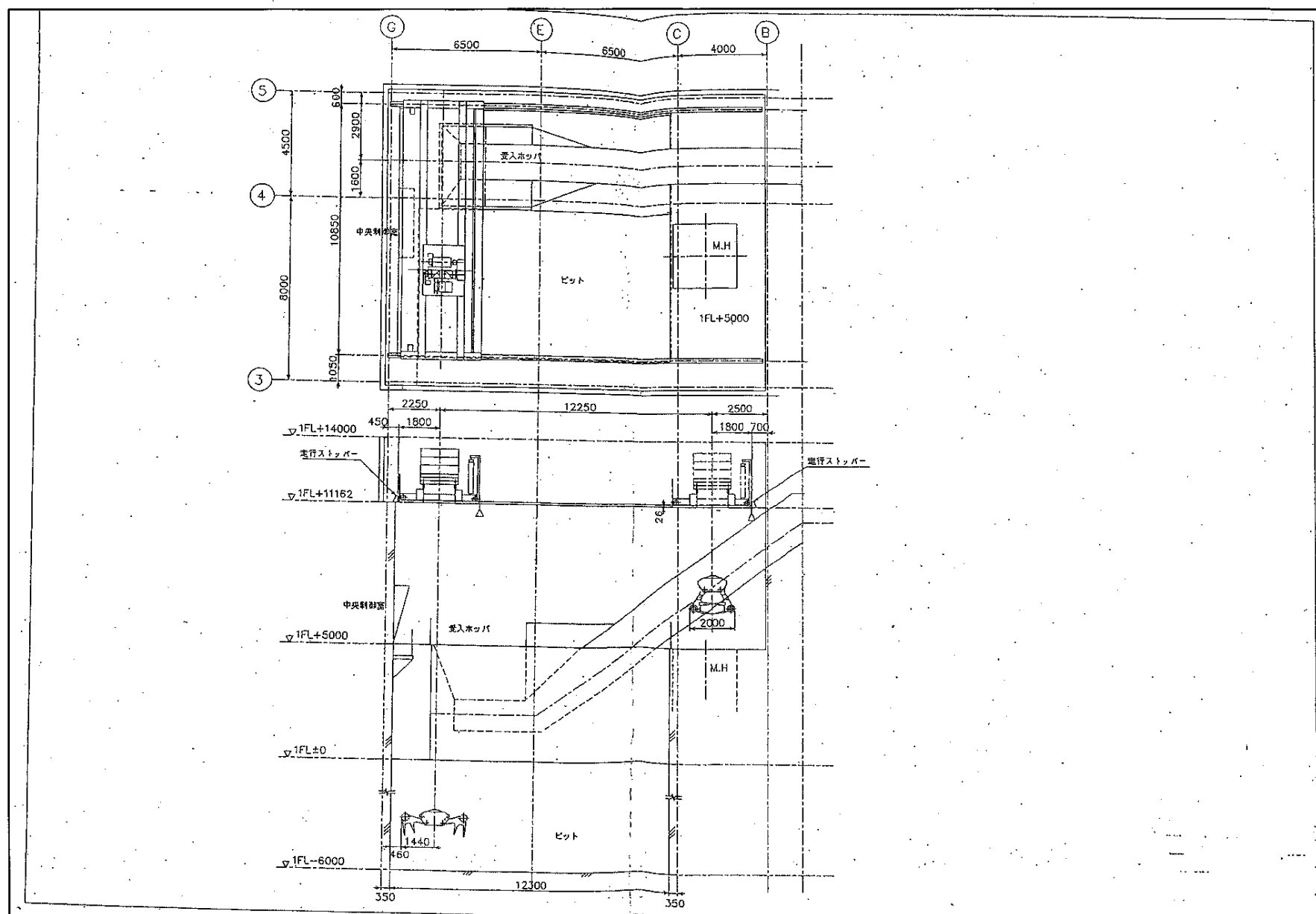
全重量	t	約 8.50	
電動機	kW	18.50	巻上 6P
	kW	5.50	開閉 4P
	kW	1.50	横行 4P
	kW	1.50	走行 4P

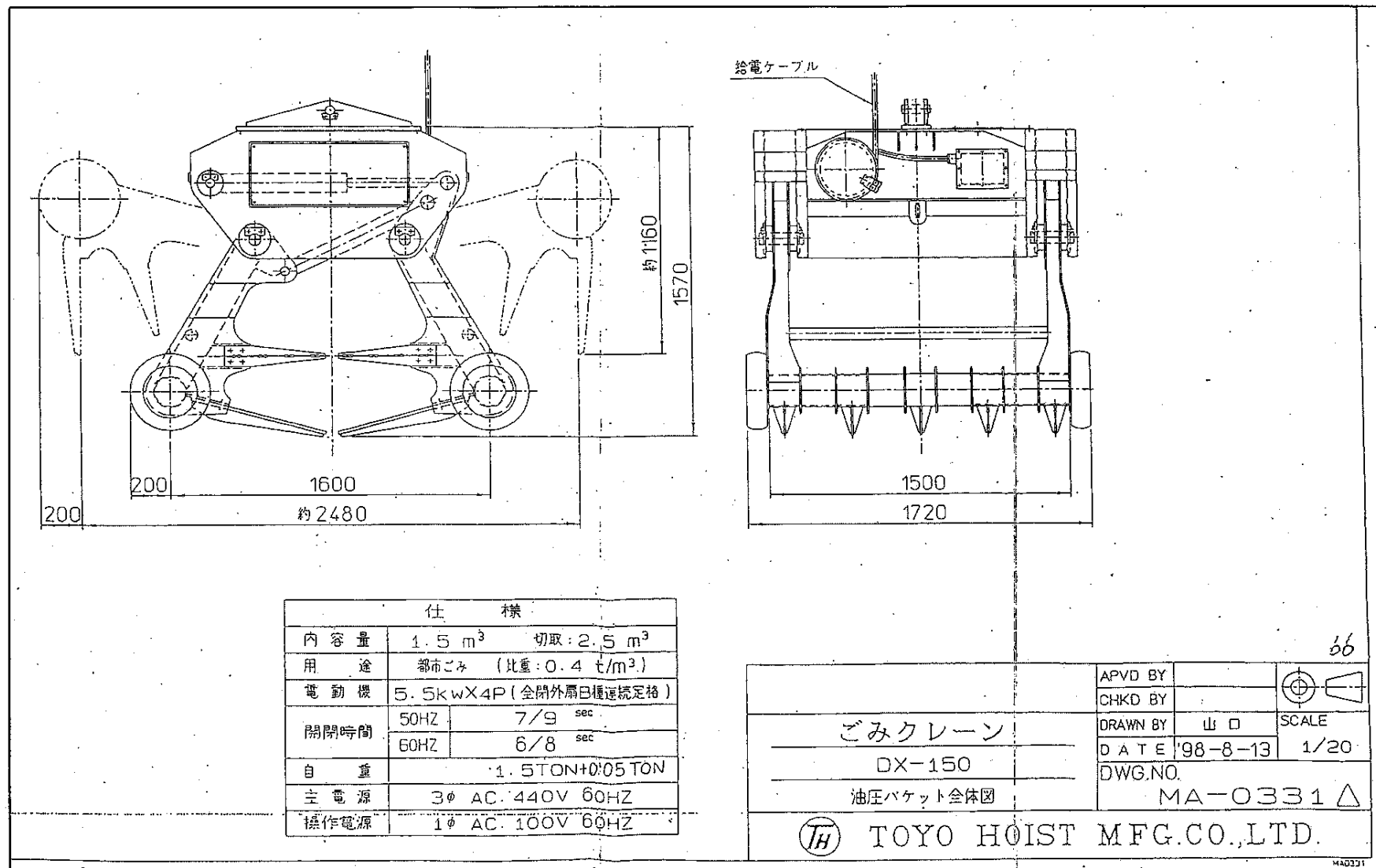
6 提出物

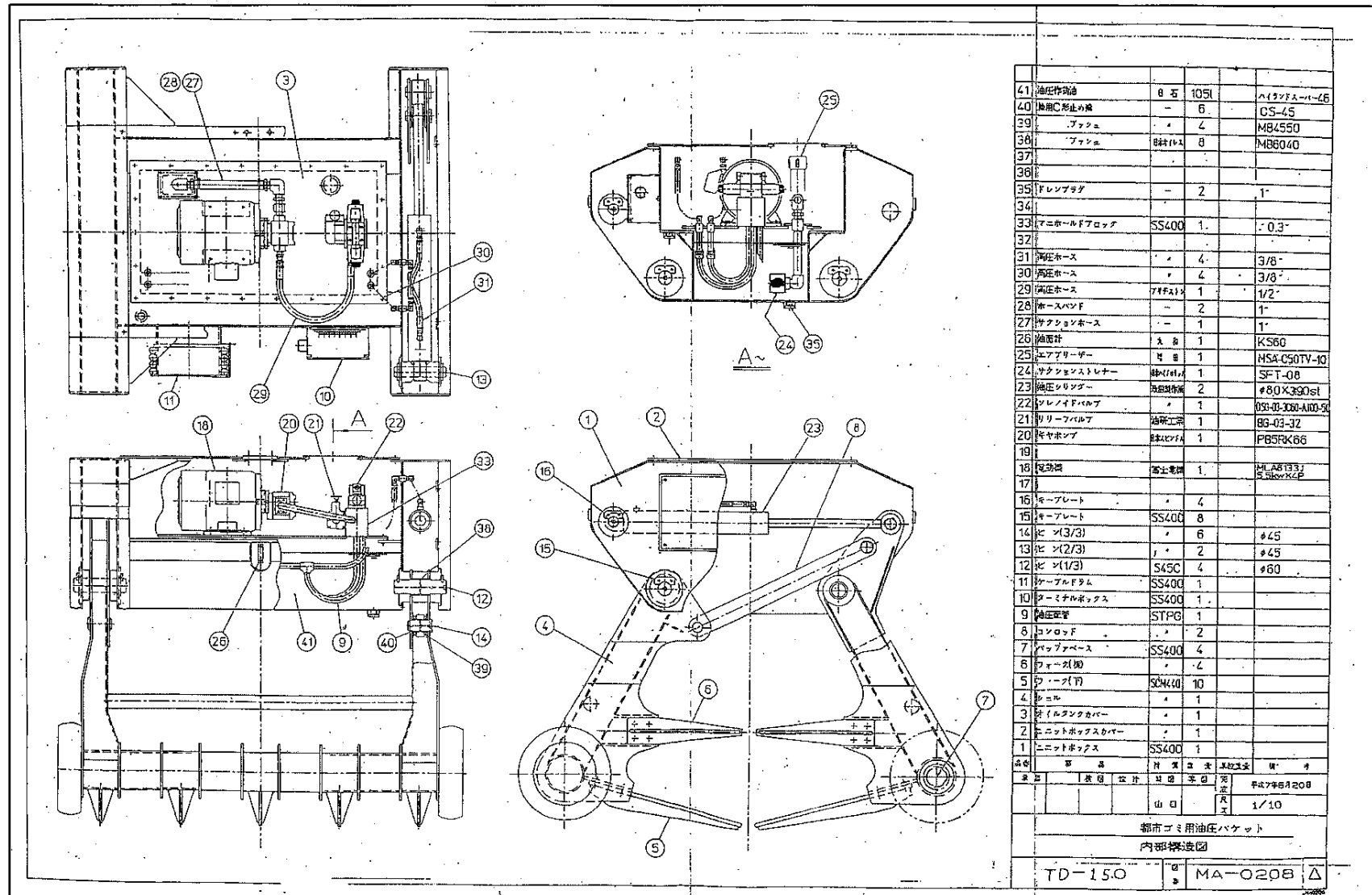
- (1) 業務完了通知書 1 部
- (2) 作業報告書 2 部
- (3) 業務写真 2 部

7 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害等の発生がないよう危険防止対策を行うこと。
- (3) 実施日時、作業方法、資材の搬入及び置場等については、施設の運転に支障が生じないように、クリーンセンター響と協議すること。
- (4) 他の設備及び既存物件等への損傷等の防止に努めること。また、損傷等が生じた場合は、受託者負担により速やかに復旧すること。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項でも、業務の性質上必要となるものは、受託者負担にて実施すること。
- (6) 別紙 3 特記仕様書（環境編簡易）及び別紙 4 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項を遵守すること。
- (7) 本仕様書等に定める下関市への報告書等には、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用しないこと。







別紙 2

業務内容（詳細）

1 ごみクレーン年次点検項目

装置	点検項目	点検要素
操作室	踊場、手摺	墜落の危険の有無
	構造、設備	取付部の状態、雨漏の有無
配電盤	パイロットランプ	断線の有無、通電部分の機能
	ヒューズ	適正なものが付いているか
	ナイフスイッチ	接触の状態
	電磁開閉器	動作の確実、接触子片の状態
コントローラー	ハンドルの操作	機構、動作の表示
	フィンガー、コンタクトピース	接触状態、摩耗、焼損
	金属粉の付着	金属粉が内部に付着していないか
ガーダー 及びサドル	構成要部及び通路	腐食、亀裂、変形、ボルトの弛み
	横行レール	摩耗、変形、取付状態
	ストッパー及び緩衝装置	取付及び破損の状態
走行装置	走行モーター	軸受の摩耗、スリップリング及びカーボン
	走行車輪	フランジ及び踏み面等摩耗
	走行ブレーキ	ライニング及びパッキン等の摩耗
	歯車の摩耗・噛合い	噛合い、摩耗
	軸、軸受、カップリング	摩耗、変形
巻上装置	巻上モーター	軸受の摩耗
	電磁制御機	ライニング、ロット、ピストン、レバーの摩耗
	巻胴	巻胴の損傷、ワイヤーロープの固定状態
	歯車の摩耗・噛合い	噛合い、摩耗
	軸受、シャフト及びカップリング	摩耗、変形
	ワイヤーロープ	素線の切断、摩耗、キンク
	吊り金具	変形、疵、摩耗
	吊りピン	変形、疵、摩耗
	巻上ガイドローラー	変形、疵、摩耗
横行装置	横行モーター	軸受の摩耗
	横行車輪	フランジ及び踏み面等摩耗
	横行ブレーキ	ライニング、ロット、ピストン、レバーの摩耗

横行装置	歯車の摩耗・噛合い	噛合い、摩耗
	軸受、シャフト及びカップリング	摩耗、変形
バケット装置	油圧ユニット	オイル状態
	油圧オイルストレーナ	汚損状態
	油圧シリンダー	パッキン、シリンダーロッドの変形、摩耗
	油圧配管・ホース	腐食、漏油の有無
	バケット本体	変形、摩耗
走行軌条	走行軌条	基礎及びレールの固定、スパン、高低差、摩耗
	ストッパー	取付状態、破損の有無
給電ケーブル	支持金具	取付状態、損傷・摩耗の有無
	ケーブルハンガー	損傷、汚染
	ケーブル滑車	摩耗、変形
	キャブタイヤ	摩耗、損傷
無負荷及び過負荷時 作動確認	巻上、巻下	異音、異常振動、発熱
	マグネットブレーキ	作動状況、異音、異常振動、発熱
	リミットスイッチ	作動状況
	走行	異音、異常振動、発熱
	横行	異音、異常振動、発熱
	バケット	異音、異常振動、発熱
	ガーダーの撓み	定格荷重によるガーダーの撓み計測
	ペンダントスイッチ	損傷、表示、作動状況

2 ごみクレーン計測項目

(1) 走行車輪（計４個）

- ・踏面直径

(2) 走行軌条（3mピッチにて計５箇所）

- ・レールスパン
- ・レール左右の真直度
- ・レール左右の高低差及び勾配

(3) 横行車輪（計４個）

- ・踏面直径

(4) 巻上装置 電磁制御機

- ・ブレーキライニング摩耗量

(5) 主集電装置

- ・ショートリング カーボンブラシ摩耗量

(6) ロードセル

- ・クレーン吊り上げ秤量誤差値

(7) ガーダー

- ・撓み量

(8) ワイヤー

- ・ワイヤー直径

3 ごみクレーン作動試験項目

(1) 絶縁抵抗測定試験

- ・各モーター（巻上下、走行、横行、油圧、主回路、操作回路）

(2) 電流測定試験

- ・各電動機（巻上下、走行前後、横行左右、油圧開閉）

4 ごみクレーンその他整備項目

(1) クレーン機体各部、軸受、ギヤ等への給脂

(2) 定格荷重にて主巻ブレーキ制動確認

(3) 主巻減速機オイル交換（全量）

(4) 横行・走行モーター減速機グリス交換（全量）

別紙 3

特記仕様書（環境編簡易）

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、下関市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。

- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙 4

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 下関市と受託者は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 下関市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、下関市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 下関市は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受託者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定により、下関市が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 受託者は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに下関市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 下関市、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。